

中学社会・公民的分野におけるサービス・ラーニング実践

—単元「地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例」を事例として—

唐木清志*¹

寺本誠*²

1 本研究の目的と方法

本研究の目的は、単元「地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例」の開発及び実践を通して、中学校社会科の公民的分野におけるサービス・ラーニング（Service Learning, 以下“SL”と略称する）の可能性を追究することにある。

日本ではあまり知られていないSLであるが、アメリカでは1990年「国家およびコミュニティ・サービス法（National and Community Service Act）」が制定されて以来、連邦政府の強力な支援の下で全国各地に様々なSL実践が誕生した⁽¹⁾。今日のようにSLが広く実践される以前にも、アメリカでは、コミュニティ・サービス（Community Service, 以下“CS”と略称する）と呼ばれるコミュニティにおける社会貢献活動（サービス活動）が重視されてきたが、SLではこのようなサービス活動に加え、教室におけるラーニング活動も重視している。つまり、SLもCSもともにコミュニティにおけるサービス活動を重視している点では同じであるが、SLはCSと比べ、教室における認知レベルでの学習活動に力点を置いている点で異なるわけである。近年の世界レベルでのシティズンシップ教育（citizenship education）への関心の高まりの中で、アメリカ同様に日本でも、学校教育における社会参加型の学習のあり方が議論されるようになった⁽²⁾。しかし、そこで検討されている社会参加型の学習の多くは、特別活動或いは「総合的な学習の時間」（以下「総合的学習」と略称する）を念頭に置いたものがほとんどである。さらに、そのようにして生み出された実践の多くも過度に社会的体験を強調する傾向があり、そのために「体験あって、学びなし」という批判をしばしば受けているのが現状である。本研

究では、このような従来の社会参加型の学習に関する問題点を克服するために、アメリカにおけるSLの研究及び実践に学び、教科学習における社会参加型の学習のあり方を検討することにした⁽³⁾。

本研究の特徴は、SLの理論と方法に基づいて社会科単元を開発し、実際に授業実践を試みた点にある。従来のSL研究の多くが外国研究としてなされてきたのに対して、本研究では、アメリカのSLを日本の学校教育の文脈で解釈し直し、その実践可能性を探ることに留意した⁽⁴⁾。そのために必然的に必要とされたのが、研究者（唐木）と実践家（寺本）の協働研究という研究スタイルである。SLの枠組みに基づいて唐木が単元開発を行い、それに基づいて寺本が実践を行う。その実践結果を踏まえて、協働で日本におけるSL実践の可能性を探る。そのような研究方法を、本研究では採用することとした。

2 社会科とサービス・ラーニング

(1) 近年の教育改革における社会参加型の学習の必要性

近年の教育改革において社会参加型の学習が必要とされてきている事実を、「PISA調査」「教育基本法改正」「学習指導要領改訂」の3点から明らかにしてみたい。

周知の通り、「PISA調査」とはOECDが進める15歳の生徒を対象とした「生徒の学習到達評価（Programme for International Student Assessment）」の略称である。評価分野は、読解力・数学的リテラシー・科学的リテラシーの3分野に亘るが、この2003年の調査結果が明らかになると、日本の教育界ではにわかに学力低下に関する議論が高揚することになる。学力低下論を唱

* 1 筑波大学大学院人間総合科学研究科

* 2 お茶の水女子大学附属中学校

える論者は、一様に、2000年調査と2003年調査を比較し、読解力が「8位→14位」、数学的リテラシーが「1位→6位」とマイナスに推移している事実に注目する。(なお、科学的リテラシーは「2位→2位」と変化なく推移している。)しかし、このPISA調査結果の解釈では、そのように基礎的な知識・技能が低下しているという事実だけでなく、それらの知識・技能を実生活の様々な場面で直面する課題に活用することが十分にできていないという事実にも注目すべきである。ちなみに、PISA調査では、「読解リテラシー」を「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を進展させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」と定義する⁽⁵⁾。「効果的に社会に参加するために」生徒の学習をどう組織するか、PISA調査の結果を踏まえた上で、社会科教育関係者はその点に留意することが肝心である。

2つ目は、教育基本法改正である。2006年12月15日、文部科学大臣は、教育基本法改正の趣旨を「公共の精神等、日本人が持っていた『規範意識』を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として特に重要と考えられる事柄を新たに定める」と説明した。このような説明から、今回の改正を批判的に分析する論者は、教育基本法は国家主義的性格を強める方向で改悪されたと理解する。ここでは、そのような改正に潜むイデオロギー性への解釈は一先ず保留するとして、今回の改正の中で、「第2条 教育の目標」に、次のような目標が盛り込まれた点に注目してみたい。それは、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共性の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」という目標である。「公共性」をどのように理解するかで、随分と異なる意味解釈がなされそうな1文である。しかし、「社会の形成に参画し」と明記された教育的意義は大きく、生徒の公民的資質の育成を目指す社会科教師であるなら、単に目標の

レベルで社会参加(参画)を捉えるだけでなく、方法のレベルにおいても社会参加型の学習を組織することに努力したい。

3つ目は、学習指導要領改訂である。筆者がこの論文を執筆している2007(平成19)年8月の段階で、新学習指導要領に関する明確な方向性は明らかとなっていない。そのような状況下で主張できることは限られているのだが、一先ずここでは、中央教育審議会・初等中等教育分科会・教育課程部会が2006(平成18)年2月に公表した「審議経過報告」を参考にしながら、議論を進めることとする。「審議経過報告」では、これからの学校教育で組織される学習を、「習得」「活用」「探究」の3点から述べている。この3つは、基礎的・基本的な知識・技能を確実に「習得」させ、さらに、そのような知識・技能を実際に「活用」させる力を育成し、最終的には、「活用」する力を基礎として実際に課題を「探究」する活動を行うことが必要である、という関係性にある。この3つの学習と相互の関係性は決して目新しいものではない。むしろここで重要なことは、「活用」を社会参加と捉えること、「習得」「活用」「探究」の次に再び社会参加としての「活用」を位置づけること、そして、課題に対する「探究」を社会参加につながる授業として構成することである。本稿で紹介する社会科単元は、正にこの点に留意して開発されたものである。

さて、以上のように、近年の教育改革において必要とされている社会参加型の学習であるが、残念ながら現時点では単元開発原理が十分に明らかにされていない。本稿ではこのような問題点を克服し、現代社会で必要とされる社会参加型の学習に基づく社会科を構想するために、SLというアメリカ特有の教育方法に注目する。

(2) 社会科とサービス・ラーニングの関係性

先に述べた通り、アメリカのSLは1990年に「国家およびコミュニティ・サービス法」が制定されて以来、全国的に普及していった新しい教育方法である。度重なる教育改革にも関わらず、投票率

の低迷に代表される若者の政治的無関心に一向に歯止めがかからないことを憂慮した当時の教育関係者は、それ以前に部分的にはあるが成果を上げてきたコミュニティにおけるサービス活動（CS）に注目し、学校教育に取り込む努力を開始する。その努力の結果として生まれたのが、SLであった。したがって、SLを活用した授業において、生徒は教室と現場（service site）を幾度となく往復しながら、教室で習得した知識・技能を現場で活かし、現場で見たこと・感じたことを教室で振り返る作業を繰り返す。こうして、生徒は市民的資質（citizenship）を身に付け、市民へと成長していくのである。

さて、同法では、SLを以下のように定義している。

「『SL』とは、次のような性格を有する方法を意味する。

- (A) その方法の下で、生徒あるいは参加者は、注意深く組織されたサービス活動への参加を通して学習し、成長することになる。
 - (i) その場合のサービス活動は、コミュニティにおいて実施され、コミュニティのニーズに取り組むものであり、
 - (ii) 初等学校・中等学校・高等教育機関、コミュニティ・サービス・プログラム、あるいは、コミュニティそのものに統合され、
 - (iii) 市民的責任を育成することを援助するものである。
- (B) さらに、SLは、
 - (i) 生徒の学問的カリキュラム、あるいは、コミュニティ・サービス・プログラムの教育的要素に統合され、
 - (ii) 生徒あるいは参加者が、サービス活動の経験を振り返るために必要となる構造化された時間を提供するものである。」

(A) はSLの一般的な性格を示しており、(B) はSLの性格をより具体的に示している。また、

ここで述べられた5つの観点は、以下のように端的にまとめることができる。

- (A) (i) : コミュニティのニーズの教材化
- (A) (ii) : 各種教育機関（団体）における明確な位置づけ
- (A) (iii) : 目標としての市民的責任の育成
- (B) (i) : 教科を中心とする学問的カリキュラムへの統合
- (B) (ii) : 振り返りの時間の確保

この5つの観点をより深く理解するために、ここでは、本稿で取り上げる単元「地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例」と関連付けてそれらの観点を説明してみたい。

SLではまず、近隣住民の多くがその解決を強く望んでいる、コミュニティのニーズを教材化する必要がある（A - i）。路上喫煙・ポイ捨ては典型的な都市型の社会問題であり、近年ではこれと関連した条例が全国各地で制定されている。本稿では、この問題をお茶の水女子大学附属中学校の所在する東京都文京区において考えることとした。次に、SLは学校カリキュラム等に明確に位置付けられなければならない（A - ii）。学校カリキュラムにおける位置付けは様々に考えられるが、今回の場合、社会科という教科においてSLを実践することにした。時間の問題を考えると、総合的学習で実践する方が生徒の多様なサービス活動を保障できるのだが、本稿では実験的な取り組みとして社会科で取り上げることにした。また、SLはその目標に市民的責任の育成を掲げる必要がある（A - iii）。社会科の目標が公民的資質の育成であるため、社会科において実践することでこの観点は確保されると考える。さらに、お茶の水女子大学附属小学校では社会科に代わって「市民」という学習領域が設定され、そこでは市民的資質の育成が目指されているという点が注目値する。附属中学校は従来通りの社会科が実施されているが、小中の連携は常に考慮されており、したがって、他の中学校よりも市民的責任の育成に対して多くの関心が寄せられてい

ると判断して差し支えない。

SLでは、学問領域に基づく知識・技能の習得、およびその活用に多くの関心が払われる(B-i)。今回開発された社会科単元は地方自治の単元であるから、習得すべき知識・技能は当然のことながら地方自治に関するものとなる。また、特に今回の単元では、条例を中心としながら地方自治に関する知識・技能の習得が目指された。そして最後に、SLでは、サービス活動を様々な方法を通して振り返る時間を十分に確保する必要がある(B-ii)。8時間で構成された今回の単元では、サービス活動の時間を十分に確保できなかった。そのために、サービス活動に対する振り返りも不完全なものとならざるをえなかったが、それでも、条例に対する質問書を作成する、行政職員と対話する機会を設定する、といった形で振り返る時間は確実に保障できたものと考えられる。

以上のようにSLの5つの観点を意識しながら開発したのが、次に紹介する「地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例」である。

3 単元「地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例」の構想

(1) 教材解釈

中学校社会科・公民的分野の教科書に「クリーンなまちをめざして」と題する次のようなコラムがある。地方自治の単元の導入箇所である。

「歩きたばこの煙や吸い殻のポイ捨てを、『いやだなあ』と思ったことのある人もいることでしょう。こうした区民の声を背景に、東京都千代田区では、2002年10月から『千代田区生活環境条例』を施行しました。この条例にもとづいて『路上喫煙地区』が設けられ、2万円以下の過料(罰として支払うお金)が罰則として科されることになりました。」(『新編 新しい社会 公民』東京書籍、2006年、91頁)

単元開発を行うにあたりわれわれが出発点としたのが、教科書のこの記述である。今日では全

国各地で、路上喫煙或いは吸い殻のポイ捨てに関する条例が制定されている。千代田区はそのような条例制定の先駆的な試みの1つであるとともに、路上喫煙者に対して過料を科するという点では、日本で初めての法律である。

実践を実施したお茶の水女子大学附属中学校の所在地は、千代田区に隣接する文京区である。千代田区では前述のように路上喫煙者に対して過料を科す条例を制定しているが、文京区では過料は科さず、悪質な場合には氏名公表、一般的には注意喚起という方法を通して路上喫煙者に対応することを条例で定めている。このような千代田区と文京区の対応の違いに注目することで、「個人の尊重」(個)と「公共の福祉」(公)の対立する状況を意図的に作り出し、生徒にはそこに身を置かせることによって、個性的な意思決定をする能力を身に付けさせることができると考えた。

また、「条例」に注目したことも、本単元の特徴である。憲法などに比べれば、条例はわれわれ一般市民にとって身近な法律である。条例が対象とする社会的課題のほとんどが生徒にとって身近であり、それはSLの定義に基づけば「コミュニティのニーズ」ということになる。また、実際に条例の制定及び運用に関わった人々から様々な情報を入手できるという意味においても、それは生徒にとって身近である。したがって、条例に注目することで、法律を作るという過程を生徒が実感を持って学ぶことができ、ひいては、政治参加に対する意欲も喚起できるのではないかと考えた。

(2) 単元構想

① サービス・ラーニングの学習プロセス

SLは社会参加型の学習として成立する。社会参加型の学習では生徒の主体性の確保が重要であることに間違いはないが、それは教師の指導性を弱めるものではない。SLの理論と実践を参考にすると、社会参加型の学習は多くの場合計画的である。その計画性は、次のような学習プロセス

に端的に示される。

- 第1段階：問題把握（社会問題の理解）
- 第2段階：問題分析（社会問題の原因の分析）
- 第3段階：意思決定（社会問題と関連した公共政策に関する意思決定）
- 第4段階：提案・参加（社会問題に関する解決策の提案及び実行）

教師はこのような段階性を踏まえて、社会参加型の学習を組織することになる。本研究で開発した単元をこの4つの段階に当て嵌めて考えると、第1段階（問題把握）が第1時、第2段階（問題

分析）が第2・3時、第3段階（意思決定）が第4・5時、第4段階（提案・参加）が第6・7・8時となる。なお、SLでは従来の社会参加型の学習の問題点を克服するために、「a.学問的な知識・技能の習得」と「b.体験活動の振り返り」の2つを重視している。これを先の4つの学習プロセスの中で説明しようとする、aは第1段階と第2段階において地方自治の学習として成立し、bは第4段階のインタビュー調査及び学習の振り返り活動の中で成立するものである。以下、単元構想を示す。

②単元構想

単元名：地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例

単元目標：

- ①路上喫煙・ポイ捨て禁止条例の制定・運用に関わる人々の努力を知ることを通して、法律を作るという観点から政治に参加する意欲を高めることができる。(関心・意欲・態度)
- ②路上喫煙者に過料を科すか科さないかという対立状況で思考を深めることを通して、社会問題の解決策に関して個性的な意思決定を下すことができる。(思考・判断)
- ③地方自治と路上喫煙・ポイ捨ての解決策を意見書という形でまとめることができるとともに、行政職員に対してインタビュー調査をすることができる。(技能・表現)
- ④条例を中心とした地方自治に関する知識を習得するとともに、その知識を具体的な社会問題の解釈に応用することができる。(知識・理解)

単元構想（全8時間）：

- 第1次 千代田区の生活環境条例とは何か（1時間）
- 第2次 千代田区と文京区の路上喫煙・ポイ捨てに対する対応策の違いを探る（2時間）
- 第3次 文京区の路上喫煙・ポイ捨て禁止条例はどうあるべきか（2時間）
- 第4次 自分たちの解決策を行政に提案しよう（3時間）

指導過程：

第1時			
【目標】：千代田区が「生活環境条例」を制定し、路上喫煙とタバコのポイ捨てを規制するに至る背景を探ることを通して、路上喫煙の問題を身近な生活問題として捉えることができる。			
過程	教師の働きかけ（発問・指示及び説明）	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 15分	<p>○教科書91頁（クリーンなまちをめざして）に注目させる。 （指示）教科書を読みなさい。</p> <p>○「千代田区生活環境条例」のポスターを黒板に貼る。 （説明）千代田区では、「路上喫煙」（路上で煙草を吸うこと）と「(吸いガラの)ポイ捨て」（吸い終わった煙草をポイ捨てること）を条例で禁止している。 （発問）条例で「路上喫煙」「ポイ捨て」を禁止している区は、千代田区の他にどこがあるか。 ○【資料1】を配布する。 （指示）【資料1】を読みなさい。 （発問）【資料1】を見ながら次の問いに答えなさい。 （補助発問1）「路上喫煙」に関する条例は、過料を科す条例が何区あり、違反者に指導・命令をする条例が何区あり、罰則のない条例が何区あり、罰則なしが何区あるか。 （補助発問2）「ポイ捨て」に関する条例は、過料を科す条例が何区あり、違反者に指導・命令をする条例が何区あり、罰則のない条例が何区あり、罰則なしが何区あるか。</p>	<p>・教科書を読む。</p> <p>・中央区、港区、新宿区・・・。</p> <p>・【資料1】を読む。</p> <p>・過料を科す条例が6区あり、違反者に指導・命令をする条例が3区あり、罰則のない条例が8区あり、罰則なしが6区となっている。</p> <p>・過料を科す条例が12区、指導・命令をする条例が7区、罰則のない条例が3区、条例のない区が1区となっている。</p>	<p>○板書する。</p>
展開 15分	<p>○「千代田区の地図（A1判）」を黒板に貼る。 （発問）どうして千代田区では、条例で路上喫煙やポイ捨てを規制しなければならなかったのかを考えなさい。</p> <p>○【資料2】を配布する。 （説明）千代田区で条例を制定するに至る背景には、住民の深刻な悩みがあり、それに対して従来より様々な取組みを行ってきたが十分な成果を上げることができなかったため、やむを得ず、「罰則付きの条例」を設けざるをえなかった、ということがある。</p>	<p>・タバコで衣服を焦がしたり、火傷をしたりする事件が後を絶たないから。</p> <p>・千代田区には、大きな駅（東京駅、秋葉原駅、お茶の水駅）があり、多くの人が集まるから。</p> <p>・路上喫煙やポイ捨てを禁止する様々な方策を講じてきたが、効果を上げられなかったから。</p>	<p>○路上喫煙やポイ捨てに関してどのような感想を持っているか、あるいは、実際に被った個人的な被害について、生徒から意見を引き出す。</p> <p>○アンダーラインを引かせながら、問題の争点を明らかにする。</p>
終結 20分	<p>○【資料3】を配布する。 （指示）【資料3】に記入しなさい。 （指示）千代田区が、路上喫煙やポイ捨てを条例で禁止していることについてどのように思いますか。また、2万円以下の過料（当面は2,000円）を科していることについてはどうでしょうか。</p>	<p>・記入作業をする。</p> <p>・路上喫煙やポイ捨てはモラルの問題であり、ルールで規制するのは問題である。</p> <p>・2,000円は安すぎる／高すぎる。</p>	<p>○条例で禁止することに否定的な生徒に、全員の前で発表させる。</p>

資料1：東京23区の「路上喫煙」および「ポイ捨て」に関する条例（一覧表）

資料2：「生活環境条例」制定の背景（ホームページより一部抜粋）

資料3：千代田区の「生活環境条例」についてどう思うか（ワークシート）

第2時			
【目標】	千代田区の「生活環境条例」が地方自治の原則に基づいて制定されていることを理解するとともに、「生活環境条例」の具体的な内容を様々な観点から分析することができる。		
過程	教師の働きかけ（発問・指示及び説明）	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 10分	（発問）千代田区や文京区のような、市（区）町村や都道府県を何と言うか。 （発問）地方公共団体の仕事には何かがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体（地方自治体） まちづくりの基礎となる、道路や河川、上下水道などの建設や管理（社会資本の整備） 高齢者福祉や障害者福祉（福祉の充実） 学校教育や社会教育、生涯教育などの教育・文化サービス（教育の充実と文化の発展） 保健や衛生などの環境衛生行政（環境の整備） 産業振興や消費者保護などの産業経済行政（産業振興と消費者保護） 	指導上の留意点 ○教科書 90-91 頁参照 ○教科書に示された 5 つの役割を板書する。（下線部を強調しながら。）
展開 25分	（説明）千代田区的生活環境条例の制定及び運営は、「環境の整備」という地方公共団体の仕事として行われている。 ○【資料 4】を配布する。 （指示）【資料 4】を読みなさい。 （説明）千代田区の「生活環境条例」は「自分たちのまちは、自分たちできれにする」という「地方自治の原則」に基づいて行われている。 （指示）教科書 182 頁を開きなさい。 （説明）日本国憲法第 92 条では、「地方自治の原則」として、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と述べている。 ○【資料 5】を配布する。 （説明）これは千代田区生活環境条例のパンフレット（裏面）である。千代田区では、「環境美化・浄化推進モデル地区」「路上禁煙地区」「違法駐車等防止重点地区」の 3 つの地区を設けて、生活環境の整備に努めている。 （発問）このパンフレットを見て、気付いたことを挙げなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 【資料 4】を読む。 教科書 182 頁を開く。 このパンフレットは、「条例の違反者に対し罰則が適用されます。」と書いてあるので、条例の徹底を千代田区を訪れるすべての人に伝えるために作られたものだ。 皇居を除くと、千代田区にほぼすべてが喫煙禁止地区になっている。 喫煙禁止地区は駅を中心に設置されている。 韓国語・中国語・英語でも簡単に説明が書かれているので、この条例は外国人に対しても適用されるものだ。 	○教科書 91 頁（「地方自治」）で「地方自治の原則」を確認する。 ○教科書 182 頁欄外の「地方自治の本旨」にも触れる。 ○板書する。
終結 15分	○【資料 6】を配布する。 （発問）次の時間は、文京区のタバコに関する取り組みについて学習する。その前に、文京区民が区にどのような施策を望んでいるのかを考えてみたい。【資料 6】を見てわかることを述べなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 満足のトップは「公園・緑化・景観施策」である。 不満のトップは「高齢者対策」である。 「清掃・リサイクル施策」は、満足でも不満でも第 2 位である。 	○タバコに関連する「清掃・リサイクル施策」及び「環境施策」に注目させる。 ○教科書 98 頁の川崎市のケースと比較させる。

資料 4：「生活環境条例」のねらいと特色（ホームページより一部抜粋）

資料 5：千代田区生活環境条例のパンフレット（裏面）

資料 6：文京区政に対する世論調査（関連箇所を一部抜粋）

第3時			
【目標】	千代田区と文京区の路上喫煙・ポイ捨てに対する条例上の対策を比較することを通して、文京区の「安全・安心まちづくり条例」の特徴について考えることができる。		
過程	教師の働きかけ（発問・指示及び説明）	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 20分	○【資料 7】を配布する。 （指示）【資料 7】に記入しなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 車が通ることによる排気ガスが最も気になる。 タバコのポイ捨ては、文京区も千代田区も多い。 空き缶やごみのポイ捨ても問題である。 	○数名の生徒に発表してもらおう。（適宜板書する。）
展開 20分	○【資料 8】を配布する。 （発問）千代田区と文京区の路上喫煙やポイ捨てに対する取り組みで、同じところと違うところはそれぞれどこか。ここまで配った資料をもとに考えなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 同じところ 条例を制定しているところ／禁止区域を設けているところ／住民の協力があるところ 違うところ 文京区では罰則（過料）を設けていないところ 	○板書する。
終結 10分	○【資料 9】を配布する。 （指示）【資料 9】を読みなさい。 （発問）これは、静岡市の中学 2 年生が、路上禁煙に関する条例を作ったことに関する新聞記事です。感想を述べなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 【資料 9】を読む。 同じ中学生が、条例を作るのはすごい。 路上喫煙は、中学生にとっても問題である。 健康被害から路上喫煙の問題を考えることもできる。 	

資料 7：地域生活での環境問題で関心のあるもの（世論調査より関連箇所を一部抜粋）

資料 8：文京区安全・安心まちづくり条例（一部抜粋）

資料 9：中学生が路上喫煙条例を提案（『静岡新聞』より）

第4時			
【目標】	「生活環境条例」制定に対する賛成意見と反対意見を対比することを通して、「生活環境条例」（路上喫煙者に 2 万円の過料を科すこと）に対して自分なりの考えをまとめることができる。		
過程	教師の働きかけ（発問・指示及び説明）	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 15分	（発問）条例の実施（平成 14 年 10 月）以後、千代田区の喫煙者のポイ捨ては減っただろうか。 ○【資料 10】を配布する。 （指示）【資料 10】を読みなさい。 （発問）この資料からわかることを述べなさい。 ○【資料 11】を配布する。 （指示）【資料 11】を読みなさい。 （発問）【資料 11】からわかることを述べなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 減った／あまり減らない 【資料 10】を読む。 条例施行後、すぐにポイ捨てはなくなった。 最近も、ポイ捨てはほとんど見られない。 まだポイ捨てをする人はいるようだ。 【資料 11】を読む。 過料処分件数は増加傾向にある。 パトロールを強化することで、ポイ捨てが減少した。 パトロールを止めたら、ポイ捨てはまた増えると思う。 	○【資料 10】と【資料 11】を対比するように促す。 ○規制が強化された千代田区の現状を理解させる。
展開 20分	（発問）千代田区的生活環境条例が制定されることを賛成した人と反対した人の割合は、どちらが高かったのだろうか。 ○【資料 12】を配布する。 （指示）【資料 12】は、千代田区的生活環境条例に対する賛成意見と反対意見をまとめたものです。読みなさい。 （発問）【資料 12】を読んで、考えたことを述べなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 賛成者が圧倒的に多い。 反対者もけっこういたと思う。 【資料 12】を読む。 賛成意見を全面的に支持する。 賛成意見⑤の「もっと厳しく取り締まるべきである」という意見には賛成できない。 賛成意見⑦と反対意見①にある「喫煙所」を設けるといふ考え方に賛成である。 このように区が規制するのは、日本国憲法が示す「自由」の考え方に反するのではないか。（反対意見②に賛成である。） 	○【資料 12】に基づいて（①～③の論点を明確にしたがら）発表するよう促す。
終結 15分	（発問）千代田区生活環境条例及び取組みを参考にしながら、文京区の条例及び取組みを変更するとしたら、どのような点を変更することができるか。 ○【資料 13】を配布する。 （指示）【資料 13】にあなただの意見を書きなさい。	<ul style="list-style-type: none"> 条例を変更せずに、今のままキャンペーン活動を続けるほうが良い。 文京区も過料（2 万円）を設定すべきである。 文京区は千代田区と違って、喫煙所を設けるべきである。 【資料 13】に記入する。 	○【資料 8】に基づいて議論させる。

資料 10: ボイ捨て定点観測 (ホームページより一部抜粋/秋葉原)

資料 11: 路上喫煙過剰処分別件数 (ホームページより一部抜粋/秋葉原)

資料 12: 千代田区生活環境条例に関する賛成意見・反対意見 (ホームページより一部抜粋/条例骨子発表～H17.3 末)

資料 13: 文京区の「文京区安全・安心まちづくり条約」を改正するとしたら・・・(ワークシート)

第5時			
【目標】: 路上喫煙を「ルール」で規制する千代田区のケースと、「マナー」に頼る文京区のケースを比較しながら、路上喫煙問題を解決するためにどちらのケースが妥当であるかに関して自分自身の意見を他者に伝えることができる。			
過程	教師の働きかけ (発問・指示及び説明)	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 10分	(説明) 前回の授業でみんなに文京区の条例改正に関する意見を聞いたが、その結果、「改正すべきである」と答えた人が○人、「今のままでよい」と答えた人が△人だった。 (指示) 「改正すべきである」と答えた人、「今のままでよい」と答えた人を代表して、○○さんと△△さんに発表してもらいます。	・「改正すべきである」 ・「今のままでよい」	○【資料 13】に関する報を予めまとめておく。 ○発表する生徒を選ぶ時には、「2万円の過剰」に言及している生徒を選ぶようにする。
展開 35分	○【資料 14】を配布する。 (指示) 【資料 14】を読みなさい。 (発問) 千代田区の場合、「マナー」と「ルール」は、「努力義務」と「罰則」に言い換えることができる。あなたは、歩きタバコを「ルール」で規制する千代田区の取り組みが当然だと思うか、それとも行き過ぎだと思うか。	・【資料 14】を読む。 ・罰則を設けるのは行き過ぎであり、努力義務で十分だと思う。 ・【資料 14】からもわかる通り、努力義務ではボイ捨ては減らないのだから、罰則を設けるのは仕方ないと思う。 ・問題は、「ルール」から「マナー」へいつ方向転換をするかだと思う。 ・タバコを吸う人のマナーが信用できないことが良くわかった。	
終結 5分	(発問) 次の授業では、文京区の職員に提出する「質問書」の文面を考えてもらおうと思う。どんなことを聞いてみたいか。	・どうして文京区では、千代田区のように罰則(ルール)を設けないのか。 ・「マナー」に期待する文京区では、どのような具体的な取組みを通して、タバコのボイ捨ての減少を図っているのか。	○数名を指名し、発表してもらうことと定める。

資料 14: 千代田区生活環境課『路上喫煙にNO!』ぎょうせい, 2003年 (関連箇所を一部抜粋)

第6時			
【目標】: K」法を活用しながら、文京区防災安全課長への質問書の内容を検討することにより、路上喫煙及びボイ捨てに対するクラスの意見をまとめることができる。			
過程	教師の働きかけ (発問・指示及び説明)	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 10分	(指示) 今日の授業では、文京区の職員に提出する「質問書」の文面を考えてもらおうと思う。これから付箋紙を、一人10枚配るので、付箋紙一枚に付き一つの質問を、付箋紙の中に書き込みなさい。	・文京区では罰則を設ける予定はないのか。 ・文京区ではどのような取組みを行っているのか。 ・文京区ではどの程度の歩きタバコとボイ捨てが確認されているのか。 ・行政の他に、この問題に取り組んでいる団体(町内会組織)はあるのか。	
展開 25分	(指示) 小集団(班)を作りなさい。 ○A3の用紙を班に一枚配布する。 (指示) 今配布した白紙の上に、みんなの記入付箋紙を貼り出さない。その上で、その付箋紙をグルーピングして、グループそれぞれについて「見出し」を付けなさい。 (発問) どんな「見出し」が作られたか、班毎に発表しなさい。	・小集団(班)を作る。 ・A3用紙を受け取る。 ・「見出し」: 罰則を設けない理由/文京区の現在の取組み/今後の方針/文京区のボイ捨てに関する現状 ・(班毎に)発表する	○「見出し」の付け方で困っている班には、具体例を示しながら支援・助言する。 ○板書する。 ○重複を避けるため、2つ目以降の班は、新しい「見出し」のみを発表するように指示する。
終結 15分	(発問) 全部で○つの項目に関して、文京区に質問することになった。それでは、具体的には、どのような質問内容にするか。	・ ・ ・	○生徒の質問を教師が取りまとめて、質問書(【資料 15】)を作成し、文京区に提出する。(生徒を同伴させることも検討)

資料 15: 文京区への質問書

第7時			
【目標】: 文京区の職員の話を聞き、職員と対話することにより、行政と協働しながら自分たちの町を創造する態度を持つことができる。			
過程	教師の働きかけ (発問・指示及び説明)	生徒の学習活動及び予想される答え	指導上の留意点
導入 5分	(説明) 今日は、文京区の防災安全課長さんがゲストとして、来て下さいました。先日提出した「質問書」のお答えを、みなさんの前でいただくと思います。まず、自己紹介からどうぞ。 (自己紹介)		○対話型の教室配置を考える。
展開 40分	(説明) それでは、質問書の項目について答えてもらおうと思います。お答えを聞いた後に、何か質問したいことが生じたら、課長さんの説明の後に質問コーナーを設けますので、その時にまとめて質問してください。それでは、課長さんお願いします。 (質問書の答え) (指示) 質問のある方はお願いします。 (質疑応答)	・「路上喫煙」に過剰を科すことに積極的な職員・議員・団体はないのですか。 ・区民のモラルは課長さんが考えるほどに信用できるものですか。 ・これから先、タバコの吸い殻が増えるようなことがあったら、条例の改正もあると考えていますか。 ・「路上喫煙」「ボイ捨て」に熱心な団体の活動について詳しく教えてください。 ・タバコの問題のほかに、区役所が頭を悩ませていることにはどんなことがありますか。 ・私たちに協力できることはありますか。	○メモを取らせる。話を聞きながら、同時に質問を考えるように指示する。
終結 5分	(説明) 最後に、課長さんから中学生のみんなに一言お願いします。 (挨拶) (説明) どうもありがとうございました。		

第8時		
【目標】：タバコに関する生活問題の他に、文京区に存在する身近な生活問題を探ることを通して、それらの問題を解決していくために自分は何をすべきかを考えることができる。		
過程	教師の働きかけ（発問・指示及び説明）	生徒の学習活動及び予想される答え 指導上の留意点
10分	導入 （発問）文京区では、タバコの問題以外に、解決していかなくてはならない問題としてどのような問題があるか考えなさい。	・騒音問題 ・高齢者に対する問題 ・障害者に対する問題 ・子どもたちが安心して遊べる公園の整備 ○身近な生活問題に注目させる。
25分	展開 （指示）これから一人に9枚のカードを配る（【資料16】）。9枚のカードにはそれぞれ、文京区がこれから解決していかなくてはならない身近な生活問題が書かれている。それらをダイヤモンドランキングの方法を用いて、「文京区が【緊急に】解決していかなくてはならない問題」という観点から順位付けをせよ。 ○9枚のカードを配る。 ○ダイヤモンドランキングを行なう。 （発問）どんな順位付けがおこなわれたか、最も緊急度が高いと考えた問題を挙げ、その理由を答えなさい。	・カードを受け取る。 ・「①路上喫煙・ポイ捨てに関する問題」「②公園に散乱するごみ」「③不審者の出没」「④一人暮らしの高齢者の増加」「⑤空き缶・新聞紙等のリサイクル」「⑥伝統文化の保存」「⑦障害者の社会参加」「⑧大地震への備え」「⑨幹線道路・公園の緑化問題」の順位付けを行なう。 ・「②公園に散乱するごみ」：ともかくごみがたくさん落ちていての毎日見ているから。 ・「③不審者の出没」：不審者が出没するので注意してください、という貼り紙がいろいろなところで見かけるし、自分自身とてもこわいから。 ・「④一人暮らしの高齢者の増加」：文京区には一人暮らしのお年寄りが多いということを聞くので、それをなんとかしたいから。 ○ダイヤモンドランキングがよく理解できない生徒を支援する。 ○「緊急度が高い」という観点で、生徒に討論させる。
15分	終結 ○【資料17】を配布する。 （指示）自分が選んだ「最も緊急度の高い問題」に対して、今の自分には何をすることができるかを考えて、【資料17】にそれをまとめなさい。	・【資料17】を受け取る。 ・【資料17】に記入する。

資料16：9枚のカード（ダイヤモンドランキング）

資料17：自分には何ができるか・・・（ワークシート）

4 実践経過

(1) 実践にあたって

お茶の水女子大学附属中学校第3学年は、4クラス（男子48名、女子85名）で構成される。学年の特徴としては、1年次より様々な場面で生徒主体の話し合いや発表活動を多く取り入れているため、自分の意見を表明することに抵抗感を持っていない生徒の多いことを挙げることができる。その一方で、関心・意欲はあるものの、それが実際の行動力に繋げることができない生徒が多いという認識を、授業者は強く感じていた。

その認識を変えるべく、授業者が主として取り組んできたのが、2年次後期から3年次前期にかけての総合的学習で行った「住みよいまち作りプロジェクト」活動である。SLの理論を一部援用しながら、生徒たちが地域の問題に気付き、その解決策を考え、実際に行動へ移し、そして自分たちの解決策を振り返って相互評価を行うまでの一連の活動を実施した。この中で生徒たちは地域の清掃活動や、防犯マップ作り、ポイ捨て防止啓発活動などに取り組んだ⁽⁶⁾。今まで通学場所としてしか認識してこなかった文京区の様々な問題や、その改善に向けて努力している人々の存在に気付き、地域に参加し、微力ながらも貢献しようとする有意感を得られたことは、貴重な経験になったと感じる。ただ、単発的な活動になったことは否めず、活動班によって追究する姿勢の差も

見られ、学習内容・方法面で課題を感じる部分が少なからずあった。

これらの実践を通して明らかになった成果と課題を踏まえ、平成18年の10月末から11月初めにかけて、地方自治学習の実践に取り組んだ。

「住みよいまち作りプロジェクト」で得た社会に参加する有意性を活かしつつ、さらに追究する姿勢にまで高めるためには、社会科における地方自治の学習単元は格好の教材となる。SLを社会科に位置付けることで、教室での学習経験を現実の社会と結び付け、知識・理解面の充実と、問題分析力や意思決定力の涵養を図りながら社会参加へ繋がる実践力の向上を目指した。

さらに、平成18年度より、本校で新教科「つなぐ科」が立ち上がったことも実践を深めるための大きな契機となった。「つなぐ科」とは、論理的思考力・判断力、コミュニケーション能力、協働的問題解決能力の育成を目指し、教科の枠を組み直して設定したものである⁽⁷⁾。その単元開発の過程で2月実施を前提とした「法と社会」というテーマが設定されたことから、社会科の地方自治学習と「つなぐ」学習が可能となった。偶発的な関連付けではあるが、結果として、社会科の授業では不十分となった「振り返り」学習を補うことができた。

本実践はこのような背景で行われた。次節では具体的に生徒たちがどのように学んだのかを検

証してみたい。

(2) 授業の実際

①授業経過（第1時～第4時）

当初提示された指導案は8時間構成となって

いたが、他単元との兼ね合いから縮小せざるを得ず、特に第3次を大幅に割愛して、実際には4時間構成に直した。以下に示したものが、実際に行った各時の内容である。

	学習内容（4時間）
第1時	千代田区が「生活環境条例」を制定し、路上喫煙とタバコのポイ捨てに対し、過料を科すようになった背景を理解する。
第2時	地方公共団体の仕事と地方自治の考えを理解し、千代田区を取り巻く状況を知る。
第3時	条例制定後の千代田区の路上喫煙とタバコのポイ捨て状況の変遷を知る。
第4時	千代田区と隣接している文京区でもほぼ同様の条例を制定しているが、過料を科してはいない。「ルール」で規制する千代田区と「マナー」に訴える文京区の違いについて、自分なりの意見を構築する。

第1時の導入で千代田区の「生活環境条例」広報用のポスターを提示したところ、非常に活発な反応があった。この条例については、「路上喫煙」に対して全国で初めて過料を徴収するという画期的な内容がマスコミでも頻繁に取り上げられたこともあり、多くの生徒が何らかの知識を持っていた。また、自分の生活する地域でも類似した条例を取り入れ始めていることを発言した生徒もおり、関心の高さが伺えた。実際に東京23区の「路上喫煙」及び「ポイ捨て」に関する条例をチェックさせたところ、路上喫煙とタバコのポイ捨てに関する条例が設定されていない区はわずかに1つのみであった。また、過料による罰則を科している区は、路上喫煙に関しては6区、ポイ捨ては12区に上り、さらに、過料を前提とした条例改正作業を進めている区もあった（平成17年12月現在）。特に路上喫煙への過料導入は千代田区が先駆けて始めたものであることから、他区が千代田区の「生活環境条例」に触発されたことは想像に難くない。

次に、プリント資料を配布し、千代田区が過料を科すようになった背景を説明した。保健体育の授業ですでに受動喫煙などの煙害について学んでいたり、また、実際に自分が火傷の被害にあった生徒もいたりしたことから、タバコに対する生徒たちの拒否反応は強く、千代田区の方針にはほとんど違和感無く賛同できているようだった。実際に生徒から回収したワークシートの記述を読

むと、ほぼ全員の生徒が「タバコは嫌いである」とし、「条例は必要である」と回答していた。

ただし、千代田区が努力義務ではなく、過料にまで踏み込んだ点については意見が分かれた。千代田区が科した2,000円という過料の妥当性について生徒に自由に意見を述べさせると、学年全体のうち、71名（55%）が「安すぎる」と答えたのに対して、「適切な額である」と答えた生徒も50名（39%）いて、両者の間に大きな差はなかった。生徒のタバコに対する嫌悪感の強さを考えると、偏りが少ないという印象であった。なお、「高すぎる」、「過料を科すこと自体が問題である」という意見もそれぞれ4名（3%）ずつ見られた。

「安すぎる」と答えた生徒の主な理由は、「大人であれば簡単に払ってしまうのであまり抑止効果が無い」という意見に集約される。生徒の目からすると、禁煙せざるを得ないほど高額な罰金を科さなければ、すぐに繰り返してしまうのではないかという懸念があったようだ。また、「2万円以下の過料」と条例で定めているのならば、限度額目一杯取ってもよいのに、なぜあえて2,000円に留めたのかという意見も生徒の注目を集めた。一方、政府・企業等の中枢機能が集中する千代田区の特性を鑑みて、「外国人や区外から来た人が条例を知らずにいきなり2万円も取られたらかわいそうではないか」や、「高すぎると、払わずに逃げてしまう人がいるのではないか」といった反論も出てきた。その中で、少数であるが、「罰

金を取られるから吸わない』ではなく、『人に迷惑をかけるから吸わない』という考えにして、喫煙者の心を変えるような対策でなければならない』など、罰金で善悪の判断を付けさせることに抵抗感を感じた生徒も見られた。

第2時では、一般的な地方公共団体の機能の説明を基本に、条例の具体例として千代田区の「生活環境条例」を再度取り上げ、「タバコ」以外の内容の確認も行った。第1時では、過料を徴収する行政だけが目立ってしまったので、地方自治の原則はあくまでも自分たちの生活する地域を自分たちで治めることであり、「生活環境条例」も地域住民の力を結集した、地域全体の包括的な改善に向けた取り組みであったことを強調した。だが、「住みよいまち作りプロジェクト」活動を通して得た共通意識であるところの、「地域に貢献する」ということの意味が、地方自治の原則と乖離している生徒も見られた。積極的に活動できた班と立案・計画に苦勞していた班の差が、地方自治学習を通して表面化したように思う。

第3時では、千代田区秋葉原地区のポイ捨て状況の定点観測結果を分析した。条例開始前と開始直後の捨て吸い殻本数の激減ぶりは目を見張るものがあり、過料の導入は絶大な効果があったことを生徒も理解した。だが、条例施行後の過料処分月別件数の変化を見ると、増加しているにも関わらず、吸い殻本数は一定の数値から減少していない。この結果を見て、やはりルールで取り締まるのは限界があると認識を改めた生徒もいれば、過料2,000円が安すぎるため吸い殻の数が減らない、もっと額を増やすべきではないかと考える生徒もいた。中には、さらに厳罰指向に傾く生徒も見られた。

単元最終の第4時では、文京区の「安全・安心まちづくり条例」を取り上げ、千代田区の「生活環境条例」と比較させた。タバコに関する大きな相違点は、指定地区で喫煙をした場合（千代田区はポイ捨ても含む）、千代田区が違反者に対して過料を科しているのに対し、文京区は指導・勧告・

公表という措置に留めている点である。文京区と千代田区は隣接しており、千代田区を経由して登校する生徒も多い。生徒たちにとって距離的・心理的に近い両区において、いわば罰則付きのルールで規制する千代田区と、マナーに期待する文京区という対照をなしている点について議論させようと試みた。特に文京区の条例は平成18年に施行されたばかりであり、千代田区を大いに参考としたことは想像に難くない。だからこそ一層両区の間考え方の違いが際立つ点と考えた。ただし、この時点では両区の人口、昼夜間人口、事業所数等の条例制定時に検討材料となったと思われる諸条件は生徒に提示していない。まず、政策決定過程における両区の改善に向けての姿勢の違い、つまりルールかマナーかに焦点を絞って考えさせ、その上で文京区の安全・安心まちづくり条例を改正すべきか、現状維持とすべきか意思決定をさせた。

この結果、「改正すべき」と答えた生徒が81名（63%）、「現状維持」が47名（37%）となった。前者の主な理由は、「罰則を厳しくしないと条例を守る人がいない」という趣旨のものに集中していた。また、改正点として、千代田区のような過料を科したり、条例文中の「喫煙をしないよう努める」という表現をもっと強いものに変えたりすべき、といった意見が多く上がった。一方、「現状維持」派の意見として、「金を出させるだけではその場かぎりになってしまう」、「指導や勧告を繰り返して、本当に本人たちに分かってもらう方が良いと思う」、「条例の効果を見てから過料を科すかどうか決めたらよい」、「罰金なしで安心・安全なまちづくりができれば素晴らしいことだと思う」等、文京区の姿勢を冷静に評価した意見が多くみられた。また、「千代田区と文京区では状況が違う」、「地方公共団体のそれぞれの独自性があるよ」、「千代田区は居住人口が少なく、自分の住んでいるところという感覚がないから捨てたりするのは」と、隣接を理由に一括することへの疑問を呈す意見もあった。さらに、「住

みよいまち作りプロジェクト」でポイ捨て防止運動に取り組んだ生徒は、「ティッシュ配りでも効果があったので、今のままでもっと活動すべき」と罰則に頼らない方法の有効性を述べた。

このように、結果的には条例改正派の人数が多くなったが、現状維持派の意見の中にも、留意すべき点が多々見られたと感じる。また、改正派も安易に厳罰指向に流れたのではなく、「公表」の実現可能性に疑問を持ったり、両区の条例の文言を丹念に眺めて意図を読み取ろうとしたり、千代田区の罰則導入までの背景をもう一度見返したりと、既習事項や生活経験を判断材料として意思決定をした生徒が多かったように感じる。いずれの立場においても、生徒たちにとって大きな疑問として残ったのは、なぜ文京区は千代田区のように罰則付きの条例にしなかったのか、という点である。当初提示された指導案の段階では、最終時に「社会参加行動」として文京区役所の担当者へ「質問書」を書いて提出する展開となっている。区役所への質問書を作成することで、生徒が一人の市民として公的な事柄に関心を持ち、行政をチェックする権利を行使するといった、社会に参加する有意感を得ることができるとともに、担当者からの回答は生徒たちが本単元を振り返る上で最良の材料となると考えられる。ただ、実際には全員が作成するには時間的に難しかったため、「文京区役所への質問」として意見を集約し、後に授業者が作成して提出することとし、単元としてはそこで一旦終了した。

②教科「社会」から新教科「つなぐ科」へ

そのような折、前述した新教科「つなぐ科」が立ち上がり、その4つの大単元のうちの1つが「法と社会」となったことから、授業者が提案した「教科とのつながり及び社会とのつながり」を同時に満たす授業として、実際に文京区役所の担当者を招き、生徒たちと「安全・安心まちづくり条例」について対話する授業が実現する運びとなった。事前に授業者と担当者で打ち合わせを行い、

社会科の授業中に生徒たちが疑問に感じた内容に答える形で進めること、その後、条例を改正すべきか現状維持がよいか、第2回目の意思決定を行わせる展開を構想した。

「つなぐ科・法と社会」は、平成19年1月30日に4クラス合同の2時間続きの授業として設定した。会場では、同意見の生徒同士で話し合いをしやすいするために、第1回目の意思決定に基づいて、あらかじめ改正派と現状維持派に分かれて着席させて対話することとした。実施時期は受験期でもあり、参加できない生徒も多かったが、社会科の授業ではまだ推測の段階であったことが担当者により明らかになるということで、全体的に関心を持って臨むことができた。

担当者の説明は最も多くの生徒が疑問に感じていた、「なぜ文京区は過料を科さないのか」への回答を中心に進められた。まず、両区の特徴として、区外からの通勤者の数が大幅に異なることが挙げられる。圧倒的に千代田区は事業所数が多いため、その違いはタバコの売れ行き状況に如実に表れ、人口数が文京区の約4分の1にすぎない千代田区のタバコ箱売り上げ数は、文京区の2倍以上である。このデータより、千代田区のタバコ問題はほとんど区外者に起因することが明らかであり、千代田区が罰則付きの条例に踏み切ったのは必然とも言える。一方、文京区の条例制定は23区のうち、21番目とかなり遅い。推進指定地区を確定し、公共の場所での喫煙指導を始めたのは、本授業の1週間前の1月23日である。これは一見取り組みが遅いようにも見えるが、文京区には条例を制定しなければならないほどの深刻なタバコ問題が無いことの裏返しでもある。これらの具体的な数値の提示により、生徒たちは隣接区と言ってもタバコ問題を巡る状況がかなり違うことが実感として理解できたようである。

また、関心が集中していた過料については、先行の千代田区でも違反者全員から確実に取りきれていないこと、また、完璧に徴収しようとするとう莫大な人件費がかかること、公表による恥ず

かしさは罰金以上の効果があると考えられること、罰金を取らずとも呼びかけによって公共の場での喫煙者が4割減少したという成果がすでに上がっていること等の理由には説得力があり、過料の金額を重くすることで目標に近づくことができると考えていた生徒たちの認識を少なからず揺さぶったと感じる。また、政策決定の過程には様々な考え方が反映され、結果として、1つのルールへと合意形成が図られていることも実感できたようである。授業後、改正か現状維持か再度意思決定をさせたところ、当初の改正派のうち48名もの生徒が現状維持派に移り、依然改正すべきと主張した生徒はわずか14名に留まったことが、本授業の意義を物語っている。

(3) 本単元を終えて

以上の経緯から、本単元は最終的には社会科の授業4時間と「つなぐ科」2時間の計6時間構成で実践した。特に、時間の都合上大部分を削減した「振り返り」の時間が「つなぐ科」によって確保され、一層充実した学習が可能となった。本単元で使用したワークシートに書かれた生徒の記述を辿ると、4段階のSLの学習プロセスを経ながら、学習を深めていった様子がうかがえる。例えば、次のような感想があった。

「私は罰金をとった方が、公表より効果的だと思っていたので、改正した方がいいと考えましたが、今日のお話を聞いて、文京区のとった対策でも十分だと思いました。文京区と千代田区は隣り合っていますが、状況が全然違うことが分かりました。(中略) 今日のように、現場で働いている人にお話を聞く機会は少ないですが、自分の暮らしている町のことを知るのは大切なことだと思います。これから、町の自治に関心を持ち、できれば少しでも貢献できたいなと思いました。」

この感想は、学習当初より過料を徴収する千代田区の条例を支持し、文京区も改正すべきとしていた文京区在住の生徒のものである。区役所の担

当者との対話を通して、生徒自身が過去の学習経験を振り返りながら、新たな意思決定を行った様子が分かる。また、地方自治に対して傍観者であった自分をも振り返り、地域の問題を自分のこととして捉え、主体的に社会に参加する意志が芽生え始めていることもよく分かる。いみじくも、対話の中で「(学校の最寄り駅の)茗荷谷駅周辺も推進指定地区にしてほしい」という要望に対して、「ぜひ皆の意見を集めて指定地区になるよう働きかけよう」というやりとりがあった。地方自治を実現するためには行政側だけではなく、地域住民の主体的な力があってこそ成し遂げられるものであるという、地方自治の本旨が表象的に現れた場面であると感じた。同様に、また別の生徒の、「一人ひとりが地域の一員ということを自覚してみんなでよりよい町づくりのために(一つの目標に向かって)いけたらいいと思います。私たちも同じように、ボランティアを通して自分の町について自覚を高めていけたらいいと思います」という感想からも今回の学習を通して、地域に参加しようとする意志がうかがえる。学習で得た知識を行動へと結び付けようとしていると評価できる。

このように、本単元の学習を通じて教室での学習経験を実際の社会に結びつけ、社会参加を促すという目標にある程度近づくことができたと感じる。特に最後のワークシートで、社会参加につながる記述がいくつか見られるようになったのは大きな成果であると思う。一方、授業者としての課題も見えてきた。千代田区と文京区は隣接しているにも関わらず、条例が違うのはなぜか、という点からルールかマナーかの価値判断に基づく意思決定を導こうとしたのだが、そもそも両区が抱えている問題の前提が異なるため、資料があらかじめ明示されれば改正派と現状維持派の割合は最初から逆転していたかもしれないと感じた。むしろ、千代田区と文京区の置かれている問題の背景を明らかにした後、第1回目の意思決定を行い、その結果に基づいて改正派と現状維持

派に分かれて議論を行う場面を設定すれば、ルールかマナーかの価値の問題に焦点化できたのではないかと反省する。区役所の担当者の説明が非常に明快ただけに、もう少し議論が深まった中での対話集会を持つことが出来れば、一層多くのことを得られたのではないかと感じる。さらに実践を重ね、より深い学びの実現に向けて検討したい。

5 社会科におけるサービス・ラーニングの可能性と課題

本研究では、アメリカ公民教育で近年注目が集まっている SL の理論と方法に基づいて社会科単元を構想し、その実践報告を行った。本研究を終えるにあたって、その実践報告を参考にしながら、社会科における SL の可能性と課題を述べてみたい。

まず、SL の可能性に関しては、「4 実践経過」からも明らかな通り、SL を社会科に導入していくことで、生徒は地域社会の一員としての自覚を高めることができる。社会科の目標である「公民的資質」については様々な解釈があるが、われわれ（唐木と寺本）はその中心に社会参加力或いは実行力があると考えている。そのような能力は、生徒が実際に社会のもの・ひと・ことと関わることによってこそ培われるものであり、そのことは、授業中の生徒の発言や実践後の感想からも看取することができた。もちろん、このような条例を取り扱った授業は、以前より社会科実践として数多く行われてきたものである。それらの実践の中には、本論文で提示した単元構想のように、地域の条例を題材として取り上げ、様々な調べ活動を経由して、最終的に、条例の改正案を生徒に提案させる授業も存在してきたはずである。そのような一連の先行実践と本論文で提案する社会参加型の学習との相違点を述べるとするならば、それは SL で重視する「学習の段階性（プロセス）」を授業中に明確に位置付けているということになるだろう。そのように社会科単元に明確に位置

付けることで、社会参加型の学習が成立するということを、具体的な実践を通して明らかにすることができた点が、本論文及び実践のオリジナリティということになる。その段階性は多様に考えられるが、本研究では、「3 単元『地方自治と路上喫煙・ポイ捨て禁止条例』の構想」で示した4段階、すなわち、「第1段階：問題把握」「第2段階：問題分析」「第3段階：意思決定」「第4段階：提案・参加」が基本になると考えた。

次に、SL の課題に関しては、当初の単元計画が8時間構成であったのに対して、実際の授業実践が6時間で実施されたことに注目したい。教科学習において実際に生徒が社会的な体験をする機会を保障することは難しく、それは安全上の問題というよりは、時間数の確保という問題が大きな要因となって作用する。そのような意味で、教科と他領域（総合的学習や特別活動）との連携が必要不可欠となる。本実践では、「つなぐ科」という新設科目が偶然にも設定されたため、生徒が実際に行政職員と対話する場面を設けることができたが、公立学校の現場ではそれは非常に難しいことであろう。また、具体的な授業内容に関して、単元開発者及び授業実践者側としては、千代田区と文京区、すなわち、過料を科すことと努力義務に留めることとの間に対立関係を成立させるつもりであったが、実際の生徒の思考はこちらの意図したようには深まらなかった。つまり、タバコを吸うことも個人の権利であり、その権利を行政が一方的に侵害することには議論の余地が残る、ということを生徒に十分に考えさせるには至らなかった。「4 実践経過」において、実践者・寺本はそれを実践上の課題と捉えている。しかし、それは同時に単元開発の段階で、「人権」に焦点を合わせた単元開発をできなかった単元開発担当者・唐木の課題でもあったと考えることができる。

以上のような課題を挙げることができるが、研究者と実践家が協働して単元を開発し、実践するというスタイルをここに確立することができた

意義は大きい。日本社会科教育学会においても、現在、研究者と実践家が協働して単元開発を行い、その成果を一冊の書籍として刊行する作業を進めている。今後はこのようなスタイルが一般化し、研究者と実践家が協働して日本の社会科教育の発展に寄与していくことがますます重要となってくるに違いない。その際に注意しなければならないことは、第1に、研究者と実践家が事前

に社会科教育観を共有できていること、第2に、実践の途中で場合によっては当初の単元構想が変更されることを研究者自身が受け入れることの2点ではないだろうか。

なお、本稿は、「1」「2」「3」「5」を唐木が、そして、「4」を寺本が執筆した。最後に、そのことを記しておきたい。

(1)SLに関しては、以下の拙稿を参照されたい。

唐木清志「学際的サービス・ラーニングにおける社会科の役割—‘CityYouth’の分析を通して—」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.94, 1-14頁, 2005年。唐木清志「サービス・ラーニングにおける『リフレクション』の理論と方法—『サービス・ラーニングにおけるリフレクションのための実践者ガイド』を事例として—」日本公民教育学会『公民教育研究』Vol.12, 1-16頁, 2005年。寺本誠「市民的資質教育としてのService Learning—『Active Citizenship Today』の分析を通して—」筑波大学社会科教育学会『筑波社会科研究』第19号, 1-13頁, 2000年。

(2)経済産業省が2006年4月に発表した「シティズンシップ教育宣言」においても、社会参加型のシティズンシップ教育の必要性が明確に謳われている。

(3)社会科における社会参加型の学習に関しては、以下の文献にまとめたので参照されたい。
唐木清志「社会科における社会参加学習の展

開」日本社会科教育学会出版プロジェクト編『新時代を拓く社会科の挑戦』第一学習社, 179-189頁, 2006年。

(4)教科学習(社会科学習)ではないが、日本におけるSLの可能性に関しては、以下の文献でも言及したので参照されたい。唐木清志「地域に根づく福祉教育実践—サービス・ラーニングの活用—」吉田武男・藤田晃之編著『教師をダメにするカウンセリング依存症—学級の子どもを一番よく知っているのは担任だ!—』明治図書, 89-99頁, 2007年。

(5)国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能 OECD生徒の学習到達度調査(PISA) 2000年調査国際結果報告書』ぎょうせい, 2002年, 参照。

(6)お茶の水女子大学附属中学校『平成18年度研究紀要』第35集, 113~142頁, 2006年, 参照。

(7)「つなぐ科」の詳細については、以下の文献を参照されたい。お茶の水女子大学附属中学校『平成18年度 つなぐ科実践記録集』2006年。